

御購読者 各位

『駐車監視員資格者必携』(六訂版4刷)

補 遺

東京法令出版株式会社

「道路交通法の一部を改正する法律」(令和2年法律第42号)の一部の施行(令和2年12月1日)及び現状に即した記載内容の見直し等に伴い、本書中に補正を要する箇所が生じました。

大変お手数をおかけいたしますが、本書の使用に際しましては、下記のとおり該当箇所の読み替えに御留意をいただきますようお願い申し上げます。

(注)

- 1 ●は、道路交通法の改正に伴う補正、○は、その他の法令改正及び現状に即した記載内容の見直し等に伴う補正を表します。
- 2 目次、頁の移動に伴う本文中の参照の頁数及び「資料編」(224頁以降)の補正については、その内容の掲載を割愛させていただきました。
- 3 下線部は、部分的な訂正・追加箇所を示します。

記

○第1章 扉(本文1頁)

「駐車対策に取り組む交通警察」の下の文章1行目から3行目の「ています。」までを次のように改める。

違法駐車は、交通渋滞を悪化させる要因となるだけでなく、歩行者や車両の安全な通行の障害となるほか、緊急自動車の活動に支障を及ぼすなど、国民生活全般に大きな影響を与えています。

○6頁

「コラム データで見る駐車の影響」を次のように改める(令和元年のデータに更新)。



データで見る駐車の影響

Q 平日昼間のある一定の時間に東京23区内でどのくらいの実車車が駐車しているのでしょうか？ そのうち、どの程度が違法駐車なのでしょうか？

A

(令和元年)	瞬間路上駐車台数	
	うち違法駐車	
東京 23 区内	6 万 1,861 台	5 万 1,913 台 (83.9%)

Q 駐車車両に衝突する事故は、全国で1年間にどのくらい発生しているのでしょうか？

A

○駐車車両への衝突事故

	全事故(件)	死傷者(人)			
		死亡事故	死者	負傷者	
平成 29 年	892	34	1,106	37	1,069
30 年	811	25	986	26	960
令和 元年	731	40	867	40	827

●16頁

下から7行目中、「道路交通法第44条」を「道路交通法第44条第1項」に改める。

○19頁

「コラム 道路交通法とその下位法令 ○ 道路交通法とその下位法令」本文の6行目から7行目中、「運転免許に係る講習に関する規則」を「運転免許に係る講習等に関する規則」に改める。

●26頁

下から6行目中、「第44条」を「第44条第1項」に改める。

○27頁

・第1節の見出し中、「従来からある」を削り、本文の1行目から5行目までを次のように改める。

道路交通法では、駐車ルールが破られた場合(駐車違反)について、運転者

責任の追及を行うことができるよう罰則を設けているほか、モデル事例のように運転者が現場を離れている放置駐車違反の場合には、使用者責任を追及することができるよう放置違反金納付命令の制度が設けられています。また、違法駐車の状態を解消し、その危険を防止するための仕組みとして、違法駐車車両の運転者に対する移動命令等のほか、放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を民間委託することができることとされています。

・ 末尾の4行を次のように改める。

警察官等による告知は、違反を現認した場合にはその場で行われますが、モデル事例のように違反した運転者が現場を離れている場合には、運転者を後から特定する必要が生じます。

○32頁

第2節の見出し及び本文の1行目から11行目までを削り、「**4** 放置車両に関する使用者責任の追及～放置違反金納付命令～」の見出し及び本文の1行目から7行目までを次のように改める。

4 放置車両に関する使用者責任の追及～放置違反金納付命令～

モデル事例のように放置駐車違反の状態にある車両、すなわち放置車両については、運転者の責任を追及できる場合以外は、違反の防止に必要な運行管理を行うべき立場にある車両の使用者の責任を追及することができます。

そのための仕組みが放置違反金納付命令です。都道府県公安委員会(以下この本では「公安委員会」といいます。)は、警察官等又は駐車監視員(駐車監視員については、第2節で詳しく説明します。)が放置車両を確認

○35頁

下から8行目～6行目中、「従来は……下では、」を削る。

○38頁

「**2** 確認事務の民間委託」の見出し及び本文の1行目から12行目までを次のように改める。

5 確認事務の民間委託

日々大量に発生する駐車違反に対応する警察の執行力を十分かつ柔軟に確保するため、警察署長は、放置車両の確認及び確認標章の取付けに関する事務の全部又は一部を公安委員会の登録を受けた法人に委託することができます。委託の対象となる放置車両の確認及び確認標章の取付けに関する事務は、確認事務と呼ば

れます。

放置車両の確認と確認標章の取付けは、放置違反金納付命令の準備行為としての事実調査と位置付けられており、公権力の行使そのものではないため、行政機関以外の者に委託することができますが、違法駐車取締りに密接に関連した事務であり、取締りとしての外観を有するものであるため、その公正かつ適確な遂行がきわめて重要となります。

○40頁

下から11行目～10行目中、「第3節」を「第2節」に改める。

○41頁

第3節の見出し中、「第3節 駐車監視員制度」を「第2節 駐車監視員制度」に改め、本文の1行目中、「新たな」を削る。

○44頁

下から10行目を次のように改める。

- ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

○45頁

2行目中、「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。

○63頁

「表3-4」の末尾に次のように加える。

※ 近年は、オリンピック等の大会記念の特別仕様ナンバープレートや地域の風景や観光資源を図柄とする地方版図柄入りナンバープレートが希望する者に交付されています。

○69頁

6行目中、「様式については、」の次に「様々なものがあります。」と加え、ナンバープレートのイラストの左端に「(一例)」と加える。

●71頁

第3節本文の5行目中、「第44条」を「第44条第1項」に改める。

●78頁

点線枠囲みの1行目中、「第44条」を「第44条第1項」に改める。

●79頁

※1の2欄目中、「まがりかど」を「曲がり角」に改める。

●80頁

※1の2欄目中、「まがりかど」を「曲がり角」に改める。

●81頁

第2節本文の9行目、下から2行目及び8行目中、「第44条」を「第44条第1項」に改める。

●82頁

7行目の「第44条」を「第44条第1項」に改め、8行目から18行目までを次のように改める。

車両は、道路標識等により停車及び駐車が禁止されている道路の部分及び次に掲げるその他の道路の部分においては、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため一時停止する場合のほか、停車し、又は駐車してはならない。

- 一 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル
- 二 交差点の側端又は道路の曲がり角から5メートル以内の部分

●84頁

2行目中、「第44条」を「第44条第1項」に改める。

●88頁

1行目中、「まがりかど」を「曲がり角」に改める。

●89頁

1行目及び2行目中、「まがりかど」を「曲がり角」に改める。

●91頁

8行目の次に次のように加える。

令和2年6月10日公布の「道路交通法の一部を改正する法律」において、駐停車禁止場所の規制から除外する対象に、一般旅客自動車運送事業用自動車又は自家所有有償旅客運送自動車が、乗客の乗降等のため停留所等における駐停車をする場合(地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために有用であり、かつ、道路又は交通の状況により支障がないことについて、関係者が合意し、その旨を都道府県公安委員会が公示したものをする場合に限る。)が追加されました。

●92頁

2行目及び6行目中、「第44条」を「第44条第1項」に改める。

●108頁

4行目及び下から8行目中、「第44条」を「第44条第1項」に改める。

○110頁

末尾(備考4)中、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

●113頁

「道路交通法第49条の3第1項」の点線枠囲みの条文を次のように改める。

時間制限駐車区間における車両の駐車(第44条第2項各号に掲げる場合における当該乗合自動車若しくはトロリーバス又は当該一般旅客自動車運送事業用自動車若しくは自家用有償旅客運送自動車の駐車を除く。次条において同じ。)については、第44条から第48条までの規定にかかわらず、この条から第49条の5までに定めるところによる。

●133頁

「条文」の欄の1欄目及び下から4欄目中、「第44条」を「第44条第1項」に、「説明」の欄の2欄目及び下から5欄目中、「まがりかど」を「曲がり角」に改める。

●138頁

※1の10欄目中、「まがりかど」を「曲がり角」に改める。

●141頁

下から7欄目及び24欄目中、「まがりかど」を「曲がり角」に改める。

●143頁

2行目中、「第44条」を「第44条第1項」に改める。

●148頁

1行目、下から1行目、3行目及び5行目中、「まがりかど」を「曲がり角」に改める。

●155頁

下から2行目中、「まがりかど」を「曲がり角」に改める。

●189頁

2行目中、「第44条」を「第44条第1項」に改める。

●191頁

下から3行目中、「まがりかど」を「曲がり角」に改める。

●198頁

「①指定駐停車禁止場所と法定駐停車禁止場所」の本文1行目中、「第44条」を「第44条第1項」に改める。

●218頁

枠囲みの条文中、第117条の4第1号を次のように改める。

- 一 第51条の3(車両移動保管関係事務の委託)第2項、第51条の12(放置車両確認機関)第6項、第51条の15(放置違反金関係事務の委託)第2項又は第108条(免許関係事務の委託)第2項の規定に違反した者

○221頁

「① 駐車対策の重要性」の本文を次のように改める。

第1章でみたように、違法駐車は、交通渋滞の悪化や歩行者・車両の安全な通行の障害となるほか、緊急自動車の通行に支障を及ぼすなど、依然として深刻な問題となっており、その解決には国民の強い関心が寄せられています。

以 上